

法務省民商第1962号

平成20年7月17日

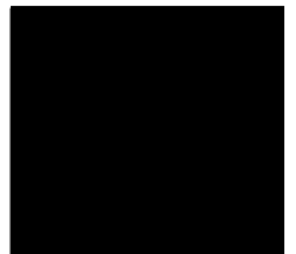
法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

「みなし定款変更」を受けた会社に交付する証明書の様式について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり株式会社証券保管振替機構業務部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴下登記官に周知方取り計らい願います。



保振業務20第113号

平成20年7月14日

法務省民事局商事課長 殿

株式会社 証券保管振替機構  
業務部長 大場義正

「みなし定款変更」を受けた会社に交付する証明書の様式について（照会）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、保管振替制度において取扱対象とされている株券を発行する会社（以下「保振制度利用会社」という。）においては、平成21年6月8日までの政令で定める日に実施が予定されている振替制度への一斉移行日に、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされる（以下「みなし定款変更」という。）ものと法律で規定されています。

「みなし定款変更」の適用を受けた保振制度利用会社については、一斉移行日後に、株券を発行する旨の定款の定めを廃止による変更の登記をする必要がありますが、当該保振制度利用会社は、当該登記の申請書に、商業登記法第63条に規定する書面に代えて、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第6条第1項の規定により定款の変更の決議をしているものとみなされる場合に該当することを証する書面」を添付しなければならないこととされています（同条第7項）。当該書面の発行は、当機構において行うことが予定されており、当機構においては、「みなし定款変更」の適用を受けた保振制度利用会社に対し、別紙の「証明書」の発行を考えておりますが、別紙の様式及び記載内容で差し支えないかご照会申し上げます。

ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

保振業務〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(本店所在地)  
〇〇株式会社 御中

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

### 証 明 書

当機構は、〇〇株式会社 (本店 〇〇 ) (以下「発行者」という。) が発行する株券 (以下「当該株券」という。) について、下記の事項を証明する。

### 記

当機構は、発行者から株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。) 附則第2条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和59年法律第30号。以下「旧保振法」という。) 第6条の2の同意を得て、決済合理化法附則第1条に規定する施行日の前日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日) まで、当該株券を旧保振法第4条第1項の規定に基づき当機構が行う保管振替業において取り扱っていたものであること。

以上

(注) 当証明書は、株券を発行する旨の定款の定め廃止による変更の登記の申請をする際の商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第63条に規定する書面に代わるものとして発行するものである。

法務省民商第1961号

平成20年7月17日

株式会社証券保管振替機構

業務部長 大場義正 殿

法務省民事局商事課長 相 澤 哲

「みなし定款変更」を受けた会社に交付する証明書の様式について（回答）  
平成20年7月14日付け保振業務20第113号をもって照会のありました  
標記の証明書の様式については、登記事務処理上、差し支えないものと考えます。